１１．内定辞退の対処方法

学生が施設に「就職承諾書」を提出した後に内定を辞退することは好ましくありませんが、やむを得ない事由が発生した場合に、その内定施設に辞退を申し出なければなりません。
言うまでもなく、「内定辞退」、「一次・二次試験辞退」とも時機を逸することなく誠意ある対応をすること。皆さんの誠意ある対応、対処が、大学と後輩の就職活動に多大の影響を与えることを自覚して下さい。

※　直接辞退する施設を訪問して、「辞退の事由」を直接伝える。事情により直接訪問が困難な場合には、電話で伝える。

※　採用担当者の窓口責任者（求人票等で確認）に状況を説明したうえで、辞退の理由を誠意を持って伝える。必要であれば「内定辞退届」を提出する。